

平成 18 年 11 月 10 日

日国教共 発 第 33 号

賛助会員大学

学生教育研究災害傷害保険ご担当部（課）長 殿

財団法人日本国際教育支援協会

事業部長 増淵 喜久雄

（公印省略）

学研災付帯学生生活総合保険取扱に係る登録について（ご案内）

拝啓 貴学ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は本会の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、本年 9 月 15 日付日国教共発第 28 号文書及び学生教育研究災害傷害保険等説明会でご案内・ご説明をいたしましたが、平成 19 年度より全賛助会員大学において、学研災付帯学生生活総合保険（略称：学研災付帯学総）の募集を開始いたします。

学研災付帯学総の導入をお考えの賛助会員大学におかれましては、「学研災付帯学生生活総合保険取扱登録票」による登録の手続きが必要となりますので、別紙＜学研災付帯学生生活総合保険 取扱登録票記入上の注意＞をご参照のうえ、各事項について漏れなくご記入いただき、11 月末までにご提出ください。

登録手続きに遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、登録票の提出が上記期限に遅れる場合であっても受理いたします。予め本会にご一報いただいた上で、貴学での準備が整い次第、登録票のご提出をお願いいたします。

敬具

＜同封書類＞

1. 学研災付帯学生生活総合保険 取扱登録票
2. 学研災付帯学生生活総合保険 取扱登録票記入上の注意

別紙

<学研災付帯学生生活総合保険取扱登録票記入上の注意>

1. 太線枠内の各事項について記入してください。
2. 【引受保険会社・取扱代理店情報】については、国立の賛助会員大学と公立及び私立の賛助会員大学では取扱が異なります。

(1) 国立の賛助会員大学の場合

- ① 引受保険会社は、平成 18 年 11 月現在、学研災付帯学総の認可を取得している東京海上日動火災保険(株)を幹事保険会社とし、あいおい損害保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)及び日本興亜損害保険(株)の 4 社の共同引受となります。
 - ② 取扱代理店は、本会が指定する代理店となります。
- * よって、【引受保険会社・取扱代理店情報】欄の記入は不要です。

(2) 公立及び私立の賛助会員大学の場合

- ① 学研災付帯学総の認可を取得している損害保険会社 4 社(東京海上日動火災保険(株)、あいおい損害保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)、日本興亜損害保険(株))のうちから 1 社または複数の引受保険会社を選定してください。(現時点においては、この 4 社以外の保険会社を引受保険会社とすることはできません。)
- ② 引受保険会社を複数選定した場合は、契約の管理、照会対応、事故対応等を一手に引き受ける幹事保険会社を指定してください。(幹事保険会社としてご指定いただいた保険会社が、今後詳しいご説明に伺います。)
- ③次に引受保険会社と契約関係にある取扱代理店で、大学と取引関係等のある取扱代理店を選定し、記入してください。なお、引受保険会社を選定しても取扱代理店の心当たりがない場合は、空欄でご提出いただいても結構です。
- ④ 取扱代理店を複数選定した場合は、幹事取扱代理店を指定してください。
- ⑤ 引受保険会社及び取扱代理店について、特段のご希望がない場合は、無記入でも結構です。その場合は、学生教育研究災害傷害保険の幹事保険会社である東京海上日動火災保険(株)に、学研災付帯学総のご説明や今後の対応を行わせることとさせていただきます。

以上